新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について
（4 月 29 日（水） 0:00 時点）

羽田空港においては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し対応に努めてまいります。羽田空港へお越しになるお客様につきましては、以下内容をご確認いただき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【日本国出入国在留管理庁からのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本に入国することができない外国人の対象が拡大され、2020 年 4 月 29 日午前 0 時からは、以下の通りとなります。

① 中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
② 日本到着時前 14 日以内に表の地域における滞在歴がある外国人

【表】

国・地域名
アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、ウクライナ、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ジブチ、セントクリストファー・ネービス、ドミニカ共和国、バルバドス、ベラルーシ、ペルー、ロシア

【日本国厚生労働省からのお知らせ】

- 過去 14 日以内に表の国・地域への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出てください。
- 入国時に咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、検疫官にお申し出ください。
- 入国後においても、表の国・地域に渡航歴・滞在歴がある方で上記の症状が出た場合は、マスクを着用し、事前に表の国・地域に滞在していたことを帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指定された医療機関を受診してください（機内で配られた健康カードもご参照ください）。

なお、全ての地域から入国・帰国する方は、検疫所長が指定する場所で 14 日間待機し、日本国内において公共交通機関を使用しないでください。

【日本国外務省からのお知らせ】

多数の国・地域で日本人及び日本からの渡航者に対する入国制限や入国後の行動制限措置が実施されています。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分にご確認ください。
日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限
（外務省ホームページ） https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【空港内における感染症予防について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港内スタッフへのマスク着用を奨励しております。
- ターミナル館内のドアノブ・手すり（動く歩道/エスカレーター含む）や手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化を行っております。
- 利用者の皆様におかれても、感染拡大防止のため、手洗い、咳エチケットを積極的に行っていただくよう、お願い申し上げます。
- ターミナル各所にアルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。

【日本国国土交通省・厚生労働省からのお願い】

- 現在、緊急事態宣言が全国に発出されております。不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動及びご見学をはじめとするご来港については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、厳に控えていただきますよう、お願いいたします。
- 特に、発熱等の症状がある方につきましては、航空便の利用を厳に慎んでいただきますようお願いいたします。
- なお、次の症状がある方は（1）（2）を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
  （1）風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が４日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
  （2）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- 連絡先など詳細については、以下の厚生労働省HPをご確認ください。

  参考：厚生労働省　HP
  「新型コロナウイルス感染症について」
  「各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センター」

【参考】

現在、中華人民共和国または大韓民国を出発し日本の空港に到着しようとする航空機（旅客の運送に係るものに限る。）については、その到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限るよう、関係する航空会社に対して要請しています。（2020 年 3 月 9 日午前 0 時～3 月末）

詳細につきましては、下記のホームページをご覧下さい。
※最新情報は Twitter でも配信していますので、アカウント『羽田空港公式_運用情報』をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

https://corona.go.jp/

新型コロナウイルス感染症対策本部（首相官邸ホームページ）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

新型コロナウイルス感染症に備えて　～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸ホームページ）
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

また、日本政府観光局（JNTO）では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365 日、24 時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html
「Japan Visitor Hotline」（PDF：565kB）